

困ったなあ

に答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

娘が男性から金品を
だまし取っていたようで…。

こんな内容証明が家に届いて、
もうびっくりしています。私宛
ではなく、23歳の娘宛。請
求額は500万円少し。

娘は一人別の所に住んでいる
ので、慌てて連絡すると、不
承不承家に来ました。差出人
の男は知っている、SNSで知
り合って少し付き合つたけれ
ど、現金やブランドバッグなど
合わせて500万円なんて、あ
りえない。現金は、よく覚えて
ないけれど、計100万円にな
らないはず。ブランド品もいく
つかもらつたけれど、せいぜい
100万円くらい。質に入れて
手元にないから現物は返せない
けれど…。しゃらつと言うのに、

もっあきれ返つてしましました。
この男性は40歳位で、独身
とのこと。娘に渡した現金も全
てその都度口座から引き出して
メモもしているし、ブランド品
も領収書を残しているので立証
ができる。500万円は、私た
ちもそうですが、普通の人には
大金で、それも結婚してくれる
と言うので要求されるがままに
つぎ込んだが、SNSの書き込
みで、どうやら二股三股を掛け
られていると分かつて、大変な

ショックを受けた。自分をだま
していたのは明白なので、お金
だけは返してほしい。本当は慰
謝料も欲しいくらいだと。
「2週間以内に誠意ある対応
がいただけなければ、法的手段
を執ります」って、これは裁判
にされるということですか。警
察に被害届を出されるというこ
とでしょうか。このまま放つて
おいても大丈夫とは思えないし、
どうしたらよいでしょうか。



結婚詐欺に該当すれば、
逮捕される場合もあります。

お母さまにとつては大変なこ
とでしよう。平たく言うと、娘
さんがいわゆるパパ活ないしは
援助交際でお金を稼いでいたわ
けですから。アルバイト中との
ことです、その収入に比して
生活が派手だと感じませんでし
たか？ そもそもなぜ別の所で
生活できるのでしょうか。家賃だ
けでも大変な額になります。

娘さんがこんな形でお金を稼
ぐのは、残念ながらこれが初め
ではなく、おそらく慣れてい
ると思いますよ。今までは大丈
夫だったのに、なぜこんなこと
をしてくるのだろう、くらいで
はないでしょうか。

さて、警察に被害届が出せる
のは「結婚詐欺」つまり詐欺
罪に当たる場合です。ただ単に
交際中の相手の歓心を買ったた
めに金品をつき込むのであれば、
贈与に過ぎないからです。娘さ
んと相手とのこれまでのやり取
りで、結婚すると匂わせて金品
を要求していた文言があります
か。娘さんが削除しても相手は
残しています。証拠によって結
婚詐欺になりそุดだと判断す

ば、警察は被害届を受理するか
もしれません。そうしたらもち
ろん娘さんは被疑者になつて取
り調べを受け、送検されますが、
逮捕までされるかは、読めませ
ん。

同じように民事訴訟のリスク
も、結婚詐欺に該当する場合で
す。不法行為を理由とする損害
請求という形ですね。これ
が認められるか否かは刑事と同
様証拠次第ですが、ともにかく
にも訴訟を起こされれば受けて
立たざるを得ません。口で適當
く考へていたとしても相手がど
う思つているかは別です。

娘が大人の男性を手玉に取つて
安易に大金をせしめているわけ
で、まともなことではありません
。この方でなくとも、怒りを
買って刺されるかもしれないし、
ネットであれこれ中傷されるか
もしれません。ですからこれを
契機に、親御さんもしつかりな
さつて、娘さんの監督責任を果
たしていかないと今後大変なこ
となるかもしません。くれ
ぐれもようろしくお願ひしたいと
思います。